

2021年4月28日

【重要】学生部からの連絡1

(感染拡大防止のためのお願い)

学生部長

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果、県では、4月23日から県外との往来自粛の要請等を行っています。感染拡大防止のため、緊急事態措置地域、及びまん延防止等重点措置区域(以下、「緊急事態宣言措置地域等」とする。)は試験等を除き避けて下さい。その他の地域への移動についても、試験、冠婚葬祭等を除き避けるようお願いいたします。

やむを得ず移動する場合は、混雑や訪問先での会食を避けるなど、最大限の注意をお願いします。
本学では、海外県外に移動する場合、いかなる理由であっても「旅行届」を必ず提出することになっています。学生の皆さんのご協力をよろしく申し上げます。

記

- 1 緊急事態宣言措置地域等や感染警戒レベル等は、今後変更となることもあるので、随時、厚生労働省や県のホームページ等で確認すること。
 - 2 海外県外へ移動した場合の対応
 - (1) 「旅行届」を必ず提出して下さい。 ※ 帰省後の対応を決めてから提出すること。
 - (2) 緊急事態宣言措置地域等から帰省後、医療機関等でPCR検査を受けるか、または帰省した次の日から2週間自宅待機をして下さい(この場合、出校停止扱いとなります)。
 - (3) PCR検査を受ける場合は、事前に保健室に相談して下さい。
 - ※ PCR検査実施機関(県内3か所:3月29日現在)
 - a. 奈良医院(北秋田市)、b. 医療法人正和会 小玉医院(潟上市)
 - c. 市立角館総合病院(仙北市)
 - ①PCR検査結果が出るまで、自宅待機し、学校は休んで下さい。
 - ・学校を休んでいる間、授業がある場合は、出校停止扱いとなります。また、補講等について、詳しくは、各専攻の教務担当教員にお聞き下さい。
 - ・休む場合は学校に連絡すること。(電話番号:018-845-4111)
 - ②PCR検査で「陰性」の結果が判明してから、学校に来て下さい。
 - ・学校に来る前に、必ず電話で伝えること。
 - ・学校に来た時に、「陰性証明書」を提出すること。(提出先:保健室)
 - (4) 健康観察記録票と行動記録票について
 - ・緊急事態宣言措置地域等から、帰宅した次の日から2週間分の健康状況と行動内容について記録すること。
 - ・学校に来た時に、健康観察記録票を必ず提出すること。(提出先:保健室)
 - ※ 行動記録票は、自分が感染した、もしくは濃厚接触者となった場合、提出してもらうことがあります。
 - ※※各記録票はホームページからダウンロード、または事務局窓口からもらって下さい。
- 3 緊急事態宣言措置地域等から帰省後、症状が出た場合
あきた新型コロナ受診相談センター(電話番号:018-866-7050)
に相談し、対応を確認して下さい。また、相談結果を学校へ報告して下さい。

以上